

《恵泉会地域生活支援センター》

◎行動障害支援体制加算

恵泉会地域生活支援センターは、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制を整えています。

- ・ 修了した研修：強度行動障害者支援者養成研修【基礎研修】【実践研修】
- ・ 配 置：相談支援専門員1名

◎主任相談支援専門員の配置

恵泉会地域生活支援センターは、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援や、相談支援従事者への助言・指導等を通じた人材育成と支援困難事例への対応等の高度な相談支援を行うため、主任相談支援専門員を配置し、利用者及び障がい者等の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにします。

- ・ 修了した研修：主任相談支援専門員研修

◎要医療児者支援体制加算

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援について、さらなる質の向上を目指すための見直しが行われました。

このことに伴い新設されました「要医療児者支援体制加算」の対象となる研修を修了した相談支援専門員を令和5年1月より配置しております。

※要医療児者支援体制加算とは…重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置する

- ・ 修了した研修：令和4年度 宮城県・仙台市医療的ケア児等コーディネーター養成研修
＜開 催 日：令和4年12月2日・3日・17日・18日＞
- ・ 配 置：相談支援専門員1名